

平成22年3月1日

会員各位

特定非営利活動法人  
少額短期保険募集人研修機構  
会長 関 栄男

## 少額短期保険募集人教育テキスト改定のお知らせ（その2）

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

少額短期保険募集人教育テキストの改定版については、ご案内のとおり本日より頒布いたします。

また、改定版テキストは、従来どおり当機構HP（試験専用Web サイト）に掲載致しますので、ご連絡申し上げます。

なお、初版の18年7月版発行当時、即ち少額短期保険業の発足当時は各事業者の状況、試験運営の見通しが不明であることから、テキストをHP上で公表して参りましたが、①テキストを冊子（A4版 表紙・目次込み108ページ）で購入いただくことがPPCコピーするよりも一般的に安価である、②冊子を購入いただくことが太宗を占める状況に至っております。

従いまして、テキストの著作権保護の観点も勘案し、HP上の公表は今回限りとさせていただきます、次回の改定版からはHPに掲載しないこととさせていただきますので、ご了解いただきますようお願いいたします。

なお、新テキストは、3月3日（水）にHP（少額短期保険募集人試験専用ウェブサイト）にアップいたします。

以上

平成22年4月1日

各位

少額短期保険業 社長会  
代表 関 栄男  
(事務局：日本少額短期保険協会)

### 少額短期保険募集人教育テキストの訂正について

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記テキストに関しましては、ご承知のとおり保険法に対応した22年4月版として改定し、3月より頒布しておりますが、一部に誤りがありましたので、訂正させていただきますとともに、該当箇所の取り扱いにつき下記のとおりご連絡申し上げます。

また、関係各位には大変ご迷惑をお掛けいたし、深くお詫び申し上げます。

#### 記

##### 1. 訂正箇所

別紙「少額短期保険募集人教育テキスト（平成22年4月版）訂正のお願い」を参照下さい。

##### 2. 訂正理由

所得税法第9条第16号、所得税法基本通達9-20、相続税法基本通達3-10の規定から、無保険車傷害保険金は非課税と解される。

##### 3. 本件の取扱い

- ① テキスト上の訂正：次回改定時に実施します。
- ② 募集人試験への出題：①の改定前は、上記改定箇所は出題対象外とします。
- ③ 受講者等への周知：恐れ入りますが、各事業者にて周知方お願いいたします。  
(ご参考のため、訂正後の該当ページを添付いたします。)

以上

(本件に対する照会先)

一般社団法人 日本少額短期保険協会事務局 坂田

TEL：03-6222-4422 FAX：03-3297-0755

E-mail:info@shougakutanki.org

少額短期保険募集人教育テキストP.87（第5編 保険の周辺知識 第2章 保険と税金 ステップ2 損害保険商品の保険金と税金 1. 損害保険金と税金）の記載内容に誤りがありました。お詫びして訂正致します。お手数ですが、下記のとおり訂正してご使用ください。

## 1. 損害保険金と税金

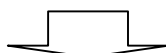
### 【誤】

「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金や被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補する責任保険契約の保険金は、利得が生じないため、原則として非課税となります。ただし、傷害疾病定額保険のうち傷害保険や、自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険・無保険車傷害保険）における死亡保険金は、所得税、相続税または贈与税の課税対象となります。基本的には、生命保険の死亡保険金と同じ取り扱いになります。

※傷害疾病定額保険の後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金などは、利得が生じないため、原則として非課税となります。

#### 【所得税・相続税などの対象となる保険金】

傷害保険および自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険・無保険車傷害保険）により支払われる死亡保険金は、誰が保険料を負担し、誰が保険金を受け取ったか、被保険者は誰であったかによって下表のとおり課税方法が異なります。



### 【正】

「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金や被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補する責任保険契約の保険金は、利得が生じないため、原則として非課税となります。ただし、傷害疾病定額保険のうち傷害保険や、自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険）における死亡保険金は、所得税、相続税または贈与税の課税対象となります。基本的には、生命保険の死亡保険金と同じ取り扱いになります。

※傷害疾病定額保険の後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金などは、利得が生じないため、原則として非課税となります。

#### 【所得税・相続税などの対象となる保険金】

傷害保険および自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険）により支払われる死亡保険金は、誰が保険料を負担し、誰が保険金を受け取ったか、被保険者は誰であったかによって下表のとおり課税方法が異なります。

少額短期保険業者や損害保険会社は、保険法で規定する「損害保険（傷害疾病損害保険を含みます）」と「傷害疾病定額保険」に分類される保険商品を取扱います。

保険契約の締結により、保険契約者は保険料を払込み、少額短期保険業者や損害保険会社は保険金を支払います。

この金銭のやり取りに対して、さまざまな税金の問題が生じます。また、社会生活上、たいへん重要な役割を果たしている損害保険や傷害疾病定額保険については、税法上いろいろな優遇策が与えられています。

なお、税法上の取扱いは、個人と法人で異なりますが、ここでは税金の基礎知識として、個人の契約について説明することにします。

## 1. 損害保険金と税金

「モノ」に損害が生じたことにより支払われる保険金や被保険者が損害賠償の責任を負うことによって生ずることのある損害をてん補する責任保険契約の保険金は、利得が生じないため、原則として非課税となります。ただし、傷害疾病定額保険のうち傷害保険や、自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険）における死亡保険金は、所得税、相続税または贈与税の課税対象となります。基本的には、生命保険の死亡保険金と同じ取り扱いになります。

※傷害疾病定額保険の後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金などは、利得が生じないため、原則として非課税となります。

### 【所得税・相続税などの対象となる保険金】

傷害保険および自動車保険（人身傷害補償保険・搭乗者傷害保険・自損事故保険）により支払われる死亡保険金は、誰が保険料を負担し、誰が保険金を受け取ったか、被保険者は誰であったかによって下表のとおり課税方法が異なります。

保険契約者	被保険者	保険金受取人	課税関係
個人	個人 (保険契約者)	個人の相続人	相続税 (保険金非課税の特典あり)
個人	個人 (保険契約者)	第三者	相続税 (保険金非課税の特典なし)
個人	第三者 (保険契約者以外)	個人 (保険契約者)	所得税 (一時所得)
個人	第三者 (保険契約者、保険金受取人以外)	第三者	贈与税